

関西労災職業病 No.36

関西労働者安全センター

1977.4.30 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

36号の案内

●主張

1 → 2

巨視的・長期的な階級闘争の視野に立つ
科学技術者運動を創り出そう

●ぶつとばせ改悪労災保険法

3 → 7

東京・神奈川・大阪・兵庫の闘い

●闘いの中から

8 → 11

その1 勝利した京都市役所の労災闘争

—— T君と共に闘う会 ——

その2 労災再審闘争を省みて

—— 全港湾建設支部治水分会 ——

●ニュース

12 → 16

●寄稿

17 → 18

カネミ油症の現状(上)

—— 堀内隆治 ——

階級斗争の視野に立つ 運動の潮流を創り出せる

をめざして

科学技術者運動は60年代後半から新たな発展を開始した。資本主義体制の根本的矛盾が生み出した公害・労災職業病等の激発に対して立ち上った労働者住民の力強い闘いに對し、「専門家による知識技術の独占を固定化し、闘いを専門家に任せてしまえばよい」とする既成の科学技術者運動では全く対応できなくなってきた。

これに對し、全共斗運動を経験した科学技術者達は、専門家が独占してきた知識技術を労働者住民に開放し、専門家に闘いを任せるのではなく、あくまで労働者住民自身が闘いの主体となるべく、自分達を「支援者」と位置づけて闘いに参加していった。その結果、労働者住民が先頭に立った闘いが大きく発展し、資本主義体制の矛盾を一層激化する前進面をもたらした。

「支援者」として、

そして更に次の一歩を

しかし、これらの運動に對し

確力は公害基金法や今回の労災保険法改悪に見られる様に、労働者住民の要求を福祉政策のワケに取り込みつつ、一方で強権による弾圧体制を強化するアメとムチの政策により、押しつぶそうと企ててきた。その結果、公害戦線を中心に運動に一定の停滞と混乱が生じてきており、これは、え々小スルの個人主義や自由主義的傾向をもつ科学技術者達により一層の動揺をもたらしつつある。運動主体である労働者・住民が混乱に陥った時に「支援者」として科学技術者の任務を位置づけたことの後退面が明確になってきたのである。労働者住民の闘いを階級斗争という巨視的な長期的な視野からとらえ、その中で科学技術者運動の長期的な路線を把握しない限り眼前の運動の一时的な後退に對して絶望し主体性をなくして動揺するという誤りは避け難い。

初期の安全センター運動にはこの様な「支援者」としての科学技術者が多数結集していた。

巨視的・長期的な 科学技術者連

…… 諸戦線の大同団結

しかし、労災斗争が階級斗争としての厳しさを要求されてきた時、この「支援者」としての限界を克服せざるを得なくなり、その中で、南大阪労働者診療所をはじめとして、地域労働者の中に入れてゆく科学技術者達が生まれしてきた。しかし一方では広汎な大学内の「支援者」としての科学技術者の中に動揺をもたらしたのも事実である。

科学技術者戦線も 階級斗争の一つの部隊

関西労働者安全センターは現在、発足当初とは比較にならない程の広汎な労働者との緊密な結びつきができ、労働者からの要請も多種多様になり、この要請に答えるためにも今後一層、広汎な科学技術者の組織化を進めなければならぬ。

階級斗争には前衛から後衛に至るまで、多様な戦線が必要とされている。科学技術者の戦線も階級斗争の一翼を担う部隊であり、しかもその中にも一線で

労働者の中に入り込む部隊も必要であれば、又、工学で研究者を組織する部隊も必要である。

安全センターの任務は、この様な多様な科学技術者を広汎に結集し、労働者階級の斗いに協力し、共闘する科学技術者の戦線を一歩一歩粘り強く作り上げることである。その基本路線は、科学技術者自身の直面している課題の根本的な解決、即ち、科学技術者自身の解放の斗いは労働者階級の解放の斗いと切り離すことはできないことを明確に示し、長期的な視野に立ち、資本主義体制に対して斗う科学技術者運動の潮流を作り出すことである。

既に岡山大の青山先生を中心とした科学技術者運動が労働者住民の斗いに有効な力となってきたという経験がある。安全センターは、これらの教訓と、京大安全センター運動をはじめ個別の運動の総括を土台に、新たな科学技術者運動の形成のための準備を進めることを要請されている。

☆とばせ☆ 改悪労働災保険法

改悪労働災保険法は去る4月1日をもって形式的には施行された。3月26日には省令が制定され、3月30日には通達（基発一九二号）が出された。

斗争の力によって地方末端行政では施行の作業が進んでいないというのが現実である。4月1日以降も斗いの勢いは一向に衰えていない。被災者の不利益を許さぬ斗いを強め、改悪法の肩振きをめざし頑張ろう！

大阪

中田渡大阪労基局交渉

●治る見込みのあるものは、年金移行しないよう本省に上申する●

約50名の労働者が参加した。この交渉に先立って、まず学習会が行われ、当日の交渉の焦点が説明された。それは、一年間の斗いで「補償額の低下」と「未払賃金立替払による争議つぶし」の二大改悪点はほぼ解決

改悪労働災保険法の施行のさし迫った3月30日、大阪労基局交渉が行われた。交渉には関西労働者安全センターの呼びかけで

点が説明された。それは、一年間の斗いで「補償額の低下」と「未払賃金立替払による争議つぶし」の二大改悪点はほぼ解決

され、残るは「新設の傷病年金による首切り」の問題のみになったこと。

労働省は当初、「休業（被災）後一年半経過した者」の全てに傷病年金を適用し、解雇制限を外す方針であったが、各地での反対運動の盛り上りの中で、年金適用の範囲を「一年半経過した時点で、以後半年以内にリハビリ就労もできない状態の者」にまで譲歩してきたこと。しかしこれでも、従来の長期年金に比較してそのワクは広げられており、まだまだ斗いは予断を許さない。ということであった。

当日の交渉にあたって安全センターより12の具体的例症をあげ、それぞれが新設の傷病年金に該当するか否かを向う公南館向状が提出された。この質問状に対し、労基局はひとつひとつ回答し、「労働省の方針によれば、リハビリ就労もできない状態の者が該当する」ことを明らかにした。併せて、このことは「従来の長期年金のワクを広げる」ことであり、大阪労基局

としては「従来の長期年金の運用と同様に、治る見込みのある者は年金に移行せず、休業補償の継続を行うことが妥当」との見解を「労働省に具申する」として約束した。

当日の交渉の議事録は以下の通りである。

議事録

本日、関西労働者安全センターから提出されたこの問題について、傷病補償年金に該当するかどうかを回答した。さらに大阪労基局としての意見を確認した。

(1) 該当の基準は労働省の連絡によれば「6か月以上にわたるリハビリが完了し、就業もできない状態の者は年金に該当する」とのものである。

(2) この基準では、従来の「長期年金」の運用（じん肺結核頸腕・腰痛などのように治る者は長期年金に移行しない、短期で継続する）がでさなくなる。そこで本省に対し、従来の運用が可能になるように

要請する。また、傷病年金の痊愈等級や3級に該当する人が「労働不能」であるとしてこれに該当するが、省令からいけば「就労不能」と同じ意味に思われる。したがって、あくまでもこの二つの年金対象者は機能障害等級をもち、障害等級や1級からや3級までの「労働不能」の人へのみ該当させざるべきであると考ええる。

(3) 労働大臣が3月11日、予費委員会で行った答弁に際し、本省からの連絡（素人としての見解）の中では、その病気の

性質等からいって、年金の支給要件に該当することはまず考えられない」と、国会の議事録の内容が異なるので本省に問合せする。

(4) 管内監督署に対し、傷病年金の判断基準について十分な指導をする。また被災者に対してもパンフレットを使って周知徹底する。

昭和五十二年三月三十日
大阪労働基準局
労災管理課長 石井健一印

4

全港灣を中心に進む

神戸

斗争の準備体制

港灣病撲絶の闘いを先頭に

にのぼる港灣病認定の闘いは当然のことながら労災保険法（改正）反対の闘いにも結びつき、

立ち上っている全港灣弁天漁分会は、去る4月11日、神戸東労基署に対し、労五次労災申請（8名）を行うと共に、かねてよりの懸案事項に対して申入れをいたしました。これまでに五十数名

二枚まで学習会を積み重ねてきました。

兵庫労基局は近畿管内でもトップを切って一年半以上の休業

治療を続ける労災被災者に（傷病の状態等に因する届け）を送りつけ、4月末までに提出するようにおしつけてきました。

全港湾弁天分会はこうした事態を受けて、ただちに反響をするために（傷病補償年金に移行する時には、本人、労務組合の同意を得よ、傷病年金受給者には、本人の請求に基いた内払いを行え）の二点を中心に申し入れをし、今回の傷病補償年金の矛盾をさぐるべく指摘しました。

弁天分会は港湾労法に基く登録日雇労働者で組織しているもので、当然日々の生活サイクルであり、年金の三か月後払いは、生活さへもできなくなるおそれが強いため、特に年金の内払いを実施するよう要求しました。

書をつきつけ、絶対に傷病年金に移行させない闘いをおし進めていく予定になっています。

尼崎

本人・組合の同意

対象者への説明会と画期的確認

去る4月26日、尼崎労安対のよびかけで「改悪労災保険法の運用」について、尼崎労基署交渉が行われた。交渉には尼崎をはじめ兵庫各地から約60名の労働者が参加し、気迫の込めた交渉となった。その結果以下の点につき確認が行われた。

- (1) 被災者本人及び労組の承継がなければ傷病年金への移行は行わない。
- (2) 一年半以上療養、休業を続けている全被災者（署管内）を対象にして、傷病補償年金の

運用の主旨についての説明会を五月の中旬に行く

二水う二点の確認はいずれも画期的な内容のものであり、今後同様の確認を各労基署、労基局との間でちとる闘いを進めていく必要がある。

三方的年金移行を許さないために

- 一部の府県では既に年金切替作業が進められています。今後安全センターでは次のような運動をしていく予定です。
 - (一) 尼崎と同様の確認（本人・組合の同意）を他でもちとる
 - (二) 対象者の説明会の開催
 - (三) 「症状照会」を提出する前に必ず自己意見書を提出し、労基と交渉する体制をつくる
 - （自己意見書については統一の用紙を配布する）
- 以上御協力下さい（センター事務局）

被災者の首切を許さぬ闘いを

更に前進させよう

労災保険法改悪阻止実行委

私達は労災法改悪一首切り省令化粉砕に向けて3・9労働省包囲糾弾斗争を突破口に、3・10神奈川労基局、3・11東京労基局糾弾と連続した闘いで労働省を迫りこみ、労災法改悪阻止斗争を大きく前進させてきた。才80回国会における追及の結果、次のような労働大臣答弁をいさ出した。「ケイワンは少くとも年金の対象にはならない」(3・11衆院予算委員会)、「治るみこみのあるケイワン、腰痛、ムチ打ち症などは年金に移行しない」(3・23衆院社会労働委員会)また「段階的就労(リハビリ)希望者について、企業が反対しているが、発症させた原因は企業にあり、行政指導を強化したい」とも言わせた。この間の私達の主張があらゆる戦線に広がり、

年金移行「首切り」をあきらめぬ労働省

しかし労働省は、長期休業者(一五年以上)の年金移行による首切りを決してあきらめてはいない。既に十月一日より施行された政省令や三月三十日付通達(基発一九二号)には私達との確認事項や国会での大臣答弁は一切反映されていなかったのである。そして「症状照会」という形での年金ふるいわけ攻撃が、一部就労者を除き、全く機械的に申しこられた。私達は「症状照会を拒否しよう」という新たな闘いを提起し、労基署、労基局に対

し、従来通りの運用にせよという追及行動を行った。

4月12日...

三田労基署を追及

4月6日にひき続き行われた12日の三田労基署交渉では、昨年10月27日の労災課長発言「ケイワンも年金対象、半日勤務も3級のボーダラインに達」に対する謝罪をかりとり、更に「年金の運用に当って、労働大臣の国会における答弁の主旨に沿って、従来の運用を変更せずに(短期給付の継続ができるように)運用できるように、三田労基署長として東京労基局に意見具申する」という確認をかりとった。

4月20日 神奈川労基

「症状照会」は出さなくて
も不利益扱いはしない

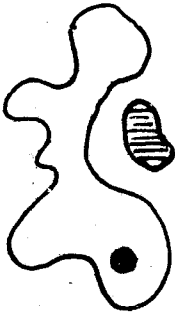
続いて4月20日の神奈川労基局交渉では、症状照会に際し「短期給付を継続すべき人も対象

に含んでいられると思われ、この点をお含みの上対処して下さい。未提出者に休業補償給付差止めなど、不利益扱いは行かないということを確認させた。

労働省中央と地方行政の

矛盾を拡大させよう

三田労基署 神奈川県労基局の
 確認事項を武器に、労働官僚と
 未端行政との矛盾を拡大させ、
 労働省を包圍糾弾し、「治る可能
 性のある人は決して年金移行し
 解雇するな」という私達の要求
 を貫徹して頂く。そして更に
 取場の中に「労働者の切り捨て
 を許さない、労災取業病を出さ
 せない」という闘いをつくりあげて
 頂く。



資料

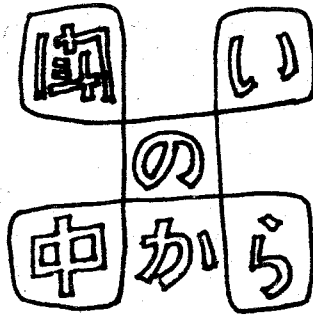
以下の文書は、神奈川県労基局
 が管内の被災労働者に送付した
 「症状照会」が被災者に動搖と
 困乱を与えたため、労基局がそ
 の主旨の徹底をはかるための被災
 者に再送付したものである。

昭和52年4月1日から施行と
 なりました労災保険法の改正（
 傷病補償年金、傷病年金の新設）
 により、同日付をもって貴殿
 の事業主あて、貴殿にかかると
 傷病の状態に属する届出し等の
 提出方、御助力を依頼致しまし
 たが、これは法改正後第一回目
 の年金移行を円滑に進めるため
 と、対象被災者の書類作成につ
 いて利便をはかるための最良の方
 法と存じ送付したものでありま
 すので御涼承下さるようお願い
 申し上げます。また、この傷病
 補償年金に該当する条件の一つ

として、労働省では「常に労務
 に服することができないもの」（
 労働不能）を定めております。
 従いまして今回の全対象被災者
 （療養開始してから一年六か月
 以上休業中の方）に上記書類を
 送付致しましたが、一部の例外
 の方をのぞいて引き続き療養す
 ることによつて労務に服するこ
 とができるようになることを認
 められ、傷病補償年金に該当しない
 疾病（ケイワン症候群、腰痛症
 など）の方も含まれていると存
 じますが、これは労災保険法施
 行規則第18条の規定に基づき実施
 したものでありますので、この
 旨をお含みの上よろしくお願い致
 します。

神奈川県労働基準局

＊この文書は4月20日の交渉
 で確認したもののだが、同日、
 局は「照会」を出す出さない
 の判断は本人にまかせ、出
 さなくても不利益扱いはしな
 い旨口頭で確認した。



その 1

勝利した 京都市役所の 労災斗争

丁君と共に闘う会

困難な問題を抱え
斗争を開始

腰痛に苦しんでいる労働者に対して、コンクリート試験の職場へ行け、というようになぶざげた人事異動に対する怒りから始まった建設局丁君の闘いは、2年近く経過した去年暮れに一たびの勝利をおさめることのできました。この勝利はささやかなものですが、労働組合の協力が得られないという決定的に困難な状況の中で、我々独自の闘いによって勝ちとったものだけに、大きな意義を待っていると思えます。

当初の闘いの経過や労働組合の状況等についてはこの機関誌のNo. 23（昭和36年3月20日号）の官公労の労災特集で報告してありますので、今回は丁君の闘いの勝利のもつ意味と、自治体労働者の労災認定制度の問題点等について我々の経験をまとめてみます。

丁君の労災斗争は次のような困難な問題をなかえていました。

- ①労働組合の協力が得られなかつた事、丁君は以前から市役所反戦の活動家であった。配転拒否の斗争で嚴重注意の処分まで受けた。
- ②発病から労災申請まで2年近くも経過していた。
- ③当局が丁君の申請をまるで認めず、否定した見解（丁は私用で外出していた、等）をつけて書類を基金支部へまわすなどの妨害を続けた。

こうした困難な面にもなわぬらば、丁君の闘いが勝利したのは、2年間にわたって全市民的な支援体制を作り、大衆的な闘いをトコトン闘いぬいたこと、またすわりこみやつるしあげなどの実力斗争と共に、人事委員会や裁判などあらゆる戦術を使いながら多様な闘いを続けたことによると思われまします。

とりわけ、京滋労働者に結集する多くの民間労働者らが市役所になけつけてくれ、我々と共

に基金支部（職員局人事課）に
対してはじめて実力斗争を展開
したことによる当局の動搖は特
に大きかったようです。

労災斗争の中で 数々の成果を獲得

丁君の労災斗争の中で我々は
いくつもの大きな成果をなちと
りました。

オ一に、今まで書類審査のみ
で一方的な審査を行なってきた
基金支部（公務労災の認定機關）
と交渉の場にひきずりだし、
こうした経過の中で労災認定を
勝ちとった点です。これからも
直接交渉の中で認定をとって
いく、ということも労災斗争の原
則にしていく必要があります。
オ二には、丁君の申請に対し
て当局が事実を認めず、様々な
妨害を加えていたにもななゆら
ず認定をなちとった点です。こ
のことは今まで絶対必要と言わ
れていた認定請求書の「上記の

とうりであることを証明します
し」という所属部局長の証明は必
ずしも必要なものではないとい
うことです。そして、認定にあ
たってオ一に尊重すべきなのは
本人の主張であるというあたり
まえのことを基金支部に確認さ
せたことを意味します。

オ三には、因果関係について
も、そう厳密な因果関係ではな
く蓋然性ぐらいでいいという点
です。

オ四に、認定にあたってだけ
ではなく、療養補償の内容につ
いても当初はゼロと言っていた
のです。交渉の中でどんどん
を拡大させました。ハリ（全額
無制限）、漢方、整骨や片道分
の領収書による往復のタクシー
通院等、今まで京都市において
はなかなかに認めていなかったと
ころまで拡げることができまし
た。

オ五には、交渉の中で基金支
部に当局の誤まり（所属長が当
初労災申請を受けつけようとし
なかつたことや、一年近くも書

類を基金支部にまゆさなかつた
こと、基金支部の存在すらしら
なかつたこと等）を指摘させて
います。

オ六に、最も大きな意義は、
当局によって今まで「年だし、
運動不足だし」とか私的な原
因に二じつけられてきた腰痛症
はその殆んどが労災職業病だと
言うことを多くの組合員に認識
させた点です。

丁君の認定に続いて、やはり
困難だったK君の腰痛の労災認
定をとることになりました。へ
K君の場合は、重作業の翌日テ
ニスをしていることを理由に認
定をしづっていたのです。この
場合にも、今まで一方的な調査
を行っていた基金のやり方を改
めさせ、調査には必ず申請人を
立ち会わせることにしました。
（本号「前線から」P.15参照）

この二件の労災認定は確実に
職場の労働者の腰痛・労災に対
するものの見方を変えています。
「ワシの腰痛も労災だ。どうし
てくれる。」という声か、今あ

ちこちでおきはじめているので
す。

残された課題

こうしたいくつ々の成果にも
ななわらぶ多くの問題が残り
しにたつていきます。

なによりも建設当局の責任追
求です。土木技術者の面にあ
い、次いでいる腰痛を一掃するた
めにも、下君への謝罪要求と、今
後の労災をなくすための安全対
策はなんとしてもなちとらねば
なりません。

また、労働組合の問題です。
京都市役所においても、パンキ
ヤーや保母、清掃や建設労働者
の労災職業病は数年前に自殺者
をだすほどの深刻な事態となっ
ているのに、市職労のとりくみ
はまるで遅れています。特に個
別斗争はほとんどできていま
せん。こうした組合を変革しな
い限り、一人一人の組合員の健康

すら守れない、ということな
ります。はっきりにしてきまし
た。それと、使用者が労災認
定する（建て前はオミ者機関の
基金支部となつてゐるが、京都
市の場合でも職員局人事課がそ
の仕事をしていた）という自治
体労働者の労災認定制度の矛盾
を何とかしなければなりません。
労災認定を押しえつけ、認めざ
るを得ない場合でも、責任はな
ぶらなくてもいい、という基金
制度を打ち破る道は、当局への
徹底的な責任追求によつて基金
の制度を形骸化する他はない
と思われれます。この斗いの結果
4月より、従来は人事課が兼任
していた基金の仕事を、認定掛
と補償掛を新設して専任させる
事になりました。しかし、一歩
前進したとはいへ、当局に認定
機関という根本は変わつていま
せん。

2年間の斗いの経験 を軸に組織作りへ

ともあれ、この2年間の斗い
によつて、泣き寝入りは損だ、
労働者の健康や権利は斗いなけ
ればとれないんだ、ということ
を多くの組合員の間に植えつけ
たことは確かです。
我々は今回の斗いの経験を軸
に、京都市役所における労災職
業病と闘う組織づくりを今準備
しているところだ。

大分労働基準局糾弾

労災再審斗争の
記録

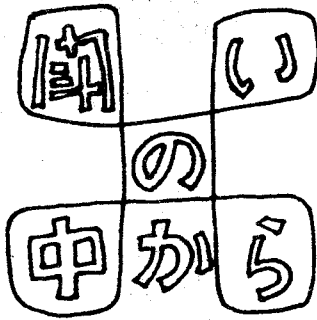
小野さんの闘争中は労災だ

● 全港湾建設支部 治水分会 ●

センターで取扱い中 300円

パンフ紹介

労災再審斗争をかえりみて……



その 2

勝利は

分会員一人一人・地域の同志
そして支部の仲間達・遺族
一体の 闘いの成果

全港湾建設支部 治水分会

去る昭和49年11月22日、分会員の故小野博文氏が就労中に脳卒中で倒れ死しました。私自身無学で、医学的知識もなく、存す術も知らず途方にくれていました。工場内の粉じん騒音の問題が起り、関西労働者安全センターと知り合い、学習会を数回と重ねる中で我々労働者の身体は知らず知らずの内にむしばまれ、後には朽ち果てて行く事を知りました。

ある事は言うまでもありませんが、一方、労災斗争を勝利へ導いたのは、医者又は安全センターの人々の知恵であり、大分県評を始め地域の同志、又内外より適切な指導をして下さった建設支部の仲間達が一体となって闘った成果だと確信しています。分会は安全センター等皆さんの献身的な支援を心より喜んでおります。分会員一人一人がこの闘いを自分のものにし、長く粘り強く闘った事、又家族の方が控けそうになつた時諫め励まして闘ってきた姿は何ものにも変え難く尊い経験でした。多くの労働者が切り捨てられ、使われ捨てられている今日、この勝利の炎は燃えつきる事なく、大きな炎となり、労働者の闘いとなることを確信するものです。斗えは必ず道は開けます。3月16日付で労災再審斗争勝利、御支援、御指導下さった皆さんに、心よりお礼を申し上げます。

(分会長 貝島重彦)

前線赤子

南大阪

運営体制の強化を！

健保制度の矛盾への 取組を確認

◆南大阪労働者診療所運営委・事務局◆

4月15日 山科鉄工支部の労働者
の夜、診療所に起った健康保険打切
所運営委の事務局長が
が行われた。その日の
議題は大き

の夜、診療所に起った健康保険打切
をもち含めて行政斗争
をやっていくことが確
認された。

その第一段階として、
中国針、東洋医学に関
して、6ヶ月以上の医
療行為や西洋医学との
併用を認め、田中機械
食堂において討論集会
を開催する事に決定し
た。多くの皆さんが参
加されるよう要請します。

いてであった。第一は、事務局体制
の強化をはたつていこ
うということ。①ニ
ユースの発行を早急に
行う。②運営委員会の
財政の確立をめざす。
③今年中には総会を南
大阪が確認された。

この打ち切り問題につ
いては運営委員会以前
一度、大阪府に抗議行
動を行なったけれども
官僚的に排除されてし
まった。しかし、この
問題は争議中の労働者
とその家族の生命の向
題であるし、更に、労
働者階級の問題である
という認識にたつて、
現在表面化している初
診料の200円から700円
値上げ、等をもりこん
だ健保改悪、並びに、

○ 争議中労働者の
健康保険打切ま
たせない 討論会

○ 日時 5月11日 午後6時から

○ 場所 全金 田中機械支部 (大食堂)

↓ 地下鉄・環状線「弁天町」下車

お知らせ

去る4月13日、西野
 認定斗争には、住電
 の闘う労働者を先頭に
 港や此花地域から多く
 の労働者が参加してき
 たが、業務上認定の獲
 得はこれら広
 汎な労働者の
 確信に満ちた
 行動の成果で
 ある。

心筋硬塞死の 労災認定を獲得

住電の労働者支配打破の武器に

西大阪

田労働基準監督署は、
 住友電工大阪製作所内
 に於いて昨年7月15日
 心筋硬塞で死した故
 高松登氏につ
 いて、労災扱
 いとすること
 を遺族と支援
 労働者に確認
 した。

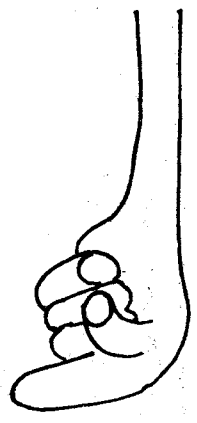
政高松氏は
 住電で約30年
 向旋盤工とし
 て働き続けて
 いたが、仕賃
 金等の劣悪な
 労働条件、会
 社の非人間的
 な労務管理、
 健康管理によ
 る身体的・精
 神的疲労の末
 に死したものである、
 という遺族の主張が認
 められたものとして画
 期的なものである。

この認定は
 一見スミルト
 に見える大企
 業住友電工の
 陰険な労働者
 支配を打ち破
 っていく闘い
 にとつても一
 つの大きな武
 器となる。う
 し、また住
 電の闘う仲間
 を今後地域の
 労働者と共に
 し、闘うことの威力と
 その必要性を明らかに
 したものである。

大阪中央

銀行労働者 ケイワンの認定を闘う

労金労組(大阪)



2月、大阪労金労組
 はロウ労働者に多発し
 ている頸肩腕症候群を
 とりあげ、学習会を南
 催した。この学習会で
 は、労金の職場労働者
 の意識変革と職業病対
 策について討論された。
 その後、2月下旬、
 大阪労金労組は吉田進
 香員長を中心に全国一
 般ヨネミヤ労組と共に
 大阪中央労基署交渉を
 行った。その闘いによ
 って、それを小梅田支
 店・大正支店の仲間の
 労災を大阪天満・大阪
 西労基署に認定するよ
 うに要請する事を確認
 した。このことを踏ま
 え、大阪天満・大阪中
 央・大阪西の各労基署
 において、全金や全
 港湾・大阪府被災労働
 者同盟の仲間と共に斗
 い、銀行労働者の頸肩
 腕の労災認定を闘い取
 った。

とまりこみ体制で闘う

ヨネミヤ労組

労災斗争で一つ勝利

全国一般ヨネミヤ労組はあいつく資本の攻撃に對して、一歩たりともひるむ事なく、なんに闘いを進めている。ヨネミヤ資本はかねてより腕腕の症状を訴えていた女子労働者に對して差別の限りをつくっていた。

例えは、Kさんが労災申請を行おうとする。と、企業は「労災とは認められないので書類にサインする事はでき

ません」と言いたしてきた。これに對しては、中央労基署に行政指導を強める事を確認させた。そして、労基斗争の末にKさんの労災認定を闘い取った。

しかしながら、ヨネミヤ資本は別会社作りをはじめ、擬装倒産を行なうなどの横暴に出ている。それに対してヨネミヤ労組は連日のとまりこみ体制で闘い続けている。



田中源三氏は昭和49年2月、尼崎市内の三畳間で、脳卒中のためとくならぬ、その遺体は誰も知らぬまま3日間放置された。

故田中氏は九州より出稼の身で、ヤンマーの社外工として、録物雑役工として、長時間労働と過酷な疲労の中での生活を余儀なくされた。また、全金兵庫に、全金阪神支部の結成がなされた後、書記長として活動された。

2年余の後、全金阪神支部の要請にもとづき、出稼連合の呼びかけで、神戸・尼崎・大阪から多くの労働者の支援参加を得る中で、労災認定を勝ち取った。さらに、遺族・全金阪神支部を中心に、ヤンマーに對する慰謝料請求千五百万円を請求し、4月8日、才一回公判が大阪地裁で行われ、ヤンマーはこれに對し、二とごく否認する答弁書を提出してきています。

才二回公判は6月3日です。

故田中氏 出稼労災裁判開始

= ヤンマー全面否認 =

尼崎

全金阪神支部の要請に、可能な限り支援を続けていきたいと思ひます。(尼崎労対事務局)

74年5月、ゼネ石精

堺工場で、試験課の職

さんが大火傷を負う事

故が発生した。

その後火傷は

治療したが、

輸血性肝炎に

ななつてしま

った。ゼネ石

精労組堺支部

では、「火傷

の障害認定を

した時点で肝

炎も治ったこ

とにする」と

いう堺労基署の見解に

対し、「火傷と肝炎は

独立した労災であり、

肝炎の治療継続と同時に

に火傷の障害認定をせ

よしという要求で斗い

を続けてきた

が、去る3月

10日、堺署と

の交渉の結果

「障害認定を

した後で、肝

炎の再発経過

書を出せば肝

炎の労災治療

の継続を認め

る」という実

質的に2つの

認定を認める確認

をとりつけるにいた

火傷 & 肝炎 2つの労災を 認めさせる!

ゼネ石労組堺支部

堺

京都

京都市役所で

またも腰痛認定

丁君と共に闘う会勝ち取る

京都市役所で丁君の
認定に続いて、去る3
月31日付でK君の腰痛
を認定させた。

K君の場合、エ不技
術者として大雨の中で
側溝のふたの修理作業
をした翌日、デニス中
に発症したというケ
スである。

こうしたむずかしい
ケースでも認定なとい
たのは丁君の認定斗争
で基金支部におしかけ
てちぢみあがらせたか
らである。基金支部な
らぬが、「今度は認
定するから来ないでく
れ」と電話があったこ
とからも明らかだ。

京都

有機溶剤中毒被災者に

ケイ腕・腰痛も認定

クリーニング労働者
の松本さんはすでに有
機溶剤中毒で労災認定
されていたが、今回、
あゆませて腰痛・ケイ腕
も認定された。

これによって休業補
償が2倍になるわけだ
はないが、今後の療養
と再就労の事を考える
と、大きな成果である。

丁さんは昭和32年か
ら黄リンの製造に従事
し、10年後の昭和42年
事故で落けた黄リンを
顔面にあびて大
ヤケドを負いま
した。しかし顔
面だけであった
ので、症状固定
したということ
で一年後、12級
で打ち切られて
しまいました。

その後、鼻が
つまり、ウミが
たまるなどの症
状が出て、手術
をしても一向に
よくならず、夜
中に救急車で病
院に運ばれると
いうこともたびあ
ったそうである。
今年1月、被災者同

火傷後遺症の 再発認定を獲得

大 阪

大阪府被災労働者同盟

盟に相談に来られて、
再発認定の申請を出し
今までの西野田労基署と
5回の交渉を続けてき
ました。そして
今月中に認定を
するといいとこ
ろまでこぎつけ
ました。ノドが
つまると言って
は水筒の水を飲
んでいる丁さん
の痛々しい容を
見るにつけ、再
発認定を勝ちと
った人の多い被
災者同盟は、是
非とも早く丁さ
んに治療に専念
してもらえるよ
うに、と4月26

日にも西野田監督署と
交渉を行い、ついに認
定を勝ち取ったのです。



東大阪

植田マンカン労災訴訟が4回公判

労働行政がかくし持っていた

資料提出を認めさせる

社長 植田文治と共
に国（労基行政）の責
任をも追及している
植田マンカン労災訴訟
の4回公判が、去
る4月8日、大阪地裁
で行われた。

この公判で原告側は、
大阪労基局と守口監督
署から関係資料の提出
を求める「文書送付嘱
託の申立」を出し、地
裁はこれを全面的に認
め、国に対し文書の送
付を命じる決定を下し
た。この申立の中でも
「廃業にいたるまでの
間、設備の設置や移転
変更にあたって、植田
から出された届出書類
並びに監督署の判断内

容を明らかにする文書
一切とは、植田での劣
悪な作業環境のもとで
マンカン中毒とじん肺
が疑われた事実を立証
するためにはきつめて重
要な意味をもっている。

これまで労働行政が労
働者に対しかくし続け
てきた事実を一切合切
白日の下にさらけ出さ
せねばならない。
この日は堀内さんの
原告意見陳述をもって
終わったが、この後同じ
法廷で開かれた「出稼
労災訴訟」の1回公
判に支援の傍聴を続け
たあと、合同で報告集
会を開き、今後の共闘
をらひいあった。

カネミ油症の現状(上)

堀内隆治(下関市立大助教)

患者の現状

「カネミ油症」は事件発生(三)水まで昭和43年11月患者が保健所に届け出たことを以つてその発生とさされてきたが、つい先日それ以前の8月に保健所への届出をなしたとした患者が名乗り出て、今日保健所の行政責任が改めて向われている。以来9年目に入った。一時のようにマスコミの大きな報道もなく、陰然と進む健康・生活破壊の中で、全国千五百余の油症患者は忍耐の日々を送っている。「運動」面では、昨年8月20日「統一裁判」の結審をみ、判決まへのあかたらしい動きが患者団体、弁護団にみられる。ここでは「現状報告」ということで、患者の現状と、その中から作成されたようとして「要求書」について述べよう。

北九州の患者Yさんはトラツクの運転手をしていたが、腰痛と目まい、それに視力悪化で取場をやめ、軽い仕事に転じた。身体がやうやう、取場を追われ、健康と生活が同時に破壊されていくのが油症患者の今日である。「油症研究班」(九大中心)の定員上の「認定」機関は今もなお「皮ふ症状」を主症状としているが、患者の身体は内臓から骨・血液へと全身にわたつておかされていく。死者の多くはがんであり、関節や骨の異常を訴える人が多く、新生児の歯の異常が目立つ。「治療」についてはカネミから「治

療券」が発行されてあり、これを持つて病院に行けばカネミが支払いをすることになっているが、患者団体がしつかりしている。カネミに一括請求しているところはともかく、地方に散在する患者は、病院が油症の治療を嫌がつて、治療費に事欠く人も多い。たとえ治療費が出たとしても医者がいらない。病院へ行くといふのも、今はアロエ向に良くなるない。今はアロエから始つて朝鮮人参、青汁療法漢薬、針灸「非近代」医療に頼っている。針がよいという人もあり、自分で見つけた○○療法を勧める人もいる。発生直後のように、油症を伝染病か遺伝のようになつていく。患者の急増と無知は依然として続いている。これではどんな大病院、大医療機関があつてもだめで、どこまで行つてもやはり「人」である。

破壊される患者の生活

「生活」は個人としても世

帯としても破壊の度を加えこいつている。病人をかかえれば普通の家族でもしんどい。よく患者が口にするのだが、油症は「なまけ病」である。ひどくだるくてブラブラしている。皮ふ症状は大體治つてきているのだが、外見するけている様にもみられる。休みたくても休めない。取場での苦勞が思いやられる。胃腸をやうやく下痢をよくする。これらも油症の重症状であり、笑話の様な取場での苦勞話がい、つもある。重労働がかり軽労働へ、転取から廢取へ、そして生活保護世帯が増えている。子供が油症で学力が低下したり、油症ということと就取がだめになつたり、世帯全体の幾世代にもわたる被害は言い尽せない。結婚話の破談、親類からもの絶交等々、いわば社会的差別は限りなく、五島の老母が迷惑をかけるし自殺したのは数年前の話である。

カネミは患者と「協定」を結んで世帯主が入院した時には生活保障を基準とした保障をすると言っているが、これも患者団

体の強さにかかっている。地方の片田舎では、裁判にしたら何も出さないと言つて脅したりしている。変な言い方だが行政はカネミよりひどい、「世帯更生貸付金」(小高志をやつていいる人や生活保護よりちよつと上の人)の強さにかかっている。地方の片田舎では、裁判にしたら何も出さないと言つて脅したりしている。変な言い方だが行政はカネミよりひどい、「世帯更生貸付金」(小高志をやつていいる人や生活保護よりちよつと上の人)の強さにかかっている。

切りすてらぬ患者

昨年暮、北九州の坪井医師は二人の「未認定」患者を食中毒として保健所に届出た。厚生省もそういふように、カネミは「公害」ではない。(その理由がおもしろい。カネミは犯人がはっきりしているからだ?)今だに「食中毒」なのである。食中毒とすれば「食品衛生法」によつて医師が保健所に届け出れば油症「患者」である。ところが奇妙なことに「救済」の方はさぼりにさぼりながら、厚生省は九大を中心とした油症研究班をつくり、二水や医師の「診定」によつて、各県知事が「認定」するといふ、システムとしては水保と同じ「認定制度」をとっている。事実としては、少くとも保健所への届出患者の一割強の千五百余名しか「認定」されず、福岡、長崎、山口等で行われた「未認定者一斉検診」によつては僅か五百名しか認定されていぬ。因みに福岡県五一年度一斉検診では受診者百五十八名の内認定者は四十四名である。福岡、山口両県は新しい患者のための「一斉検診を来年度以降打切る方針であり、多くの患者の現在並びに将来にわたる打切りに連がるであらう。しかしここでも患者の「主体性」が要求されおり、受診について自主的、自発的な受診希望者が一応この間受診してきたというのが実状である

(以下次号)

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

36号 昭和52年4月30日発行 (毎月一回30日発行 但し2月は28日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4